

大通達甲（警）第17号
令和3年3月31日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

警察職員健康管理要綱の改正について（通達）

大分県警察職員の健康管理については、「大分県警察職員健康管理要綱の制定について」（令和元年8月30日付け大通達甲（警）第13号）により実施しているところであるが、この度、行政手続等における押印原則の見直しに伴い、別添のとおり「警察職員健康管理要綱」を改正し、令和3年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（厚生課健康管理係）

別添

警察職員健康管理要綱

第1 趣旨

この要綱は、大分県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理を効果的に行うため、大分県警察職員安全衛生管理に関する訓令（昭和60年大分県警察本部訓令第25号。以下「訓令」という。）第20条に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2 安全管理者等の任務

安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全管理者は、所属の職場を巡視し、安全な執務環境の保持に努め、職員の安全のための必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 衛生管理者は、所属の職場を巡視し、職員の健康障害の防止に努め、職員の健康保持のための必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 安全衛生推進者は、所属の職場を巡視し、安全な執務環境と職員の健康障害の防止に努め、職員の安全及び健康保持のための必要な措置を講ずるものとする。

第3 産業医

- 1 訓令第8条第3項に基づき産業医を推薦する場合は、当該医師が委嘱を受諾する旨の意思を確認した上で、産業医委嘱内申書（第1号様式）を警察本部長に提出するものとする。
- 2 警察本部長は、前記1により推薦を受けた産業医が適任であると認めるときは、当該医師に産業医委嘱状（第2号様式）を交付し、委嘱するものとする。
- 3 警察本部長は、委嘱した産業医が次のいずれかに該当する場合は、産業医を解嘱するものとする。
 - (1) 辞任の申出があった場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 長期の療養を要する疾病にかかった場合
 - (4) 産業医としてふさわしくない行為があった場合

第4 作業主任者の選任

- 1 警察本部の所属長は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条各号に掲げる作業に該当する業務を開始し、又は終了することとなった場合は、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）に報告するものとする。
- 2 訓令第9条第2項の作業主任者の選任は、作業主任者選任通知書（第3号様式）を交付して行うものとする。

第5 安全衛生委員会

- 1 警察学校及び警察署の総括安全衛生管理者（以下「総括管理者」という。）は、毎年4月1日に訓令第10条第2項の規定に基づき安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の委員を指名するものとし、その結果を安全衛生委員会委員名簿（第4号様式）により速やかに警察本部の総括管理者に報告するものとする。
- 2 委員会は、会長が必要と認めるときに開催し、次に掲げる事項について調査し、審議

するものとする。

- (1) 職員に対する安全及び衛生教育の実施に関すること。
- (2) 職員の健康保持増進施策に関すること。
- (3) 職員の公務災害防止施策に関すること。
- (4) 長時間にわたる勤務による職員の健康障害防止に関すること。
- (5) 職員の精神的健康の保持増進に関すること。
- (6) 訓令第15条第2項に定める警察本部の総括管理者から指示された措置の実施に関すること。
- (7) その他職員の安全及び衛生に関して必要と認める事項に関すること。

第6 健康審査委員

- 1 訓令第12条第3項に基づく大分県警察職員健康審査委員会（以下「審査会」という。）の委員（以下「健康審査委員」という。）の委嘱は、健康審査委員委嘱状（第5号様式）を交付して行うものとする。
- 2 警察本部長は、委嘱した健康審査委員が次のいずれかに該当する場合は、健康審査委員を解嘱するものとする。
 - (1) 辞任の申出があった場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 長期の療養を要する疾病にかかった場合
 - (4) 健康審査委員としてふさわしくない行為があった場合

第7 臨時健康診断

訓令第13条第5号の臨時健康診断は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第4項に基づき指示されて実施するもののほか、次に掲げる場合において必要と認める職員に対し行うものとする。

- (1) 結核患者が続発した場合
- (2) 感染症が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合
- (3) その他職員の健康保持上、必要と認められる場合

第8 健康診断の免除

訓令第14条第3項に定めるやむを得ない理由があると警察本部の総括管理者が認め、健康診断の全部又は一部を免除することができる職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 健康診断実施期間中において、病気療養休暇中のため受診できない職員
- (2) 健康診断実施期間中において、産前産後の休暇又は育児休業中のため受診できない職員
- (3) 健康診断実施期間中において、学校入校を命じられたため受診できない職員
- (4) 健康診断実施期間中において、公務上の必要により長期旅行中のため受診できない職員
- (5) 過去3か月以内に健康診断を受け当該健康診断の結果を証明する書面を提出した職員であって、厚生課長が受診の必要がないと認めたもの

第9 健康診断後の事後措置

- 1 厚生課長は、健康診断の結果、事後指導を要すると認められる職員（医療機関による治療を必要とする者を除く。）に対し、相当の期間継続した保健指導を行うものとする。
- 2 所属長は、訓令第15条第1項の健康管理指導区分の通知に基づき事後措置を講ずるときは、厚生課長及び関係医療機関と緊密な連携の下に行うものとする。
- 3 所属長は、勤務制限を受けた職員に対して、時間外勤務等の命令をしないものとする。

第10 治療、検査等の受診勧奨等

訓令第15条第3項に定める健康管理指導区分の医療区分が1又は2に判定された職員に対する治療、検査等を受けることの指導及びその結果の確認は、次により行うものとする。

- (1) 所属長は、医療区分1の職員に対し、速やかに通院、入院等により適正な治療を受けるよう勧奨するとともに、当該職員の勤務を調整するなどして、職員が適正な治療等を受けるについて障害となる諸条件を除去するための必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 所属長は、医療区分2の職員のうち再検査又は精密検査を指示された者に対し、指示後1か月以内に医療機関の再検査等を受けるよう勧奨するものとする。
- (3) 所属長は、適宜、治療及び再検査等の受診勧奨をした職員の受診状況を確認し、未受診者の絶無を期するものとする。また、その確認状況を速やかに警察本部の総括管理者に報告するものとする。

第11 健康管理指導区分の変更

訓令第15条第1項の健康管理指導区分は、職員の健康状態の改善、悪化等に応じて変更するものであるが、同条第4項に定める職員からの申出によるほか、次に掲げる場合に変更するものとする。

- (1) 訓令第12条第2項各号に掲げる事項を審査会が審査する場合において、審査会が必要と認めるとき。
- (2) 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第16号。以下「勤務時間訓令」という。）第12条第1項の結核療養休暇承認願（勤務時間訓令第2号様式）の提出があった場合において、警察本部の総括管理者が必要と認めるとき。
- (3) 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（平成24年大分県警察本部訓令第9号。以下「改正訓令」という。）附則第3項の規定により読み替えられた改正後の勤務時間訓令第6条第2項ただし書の規定により、90日を超える病気療養休暇承認願（改正訓令による改正前の勤務時間訓令第2号様式）の提出があった場合において、警察本部の総括管理者が必要と認めるとき。
- (4) その他職員の健康状態が改善又は悪化していることが明らかな場合において、臨時の健康診断の結果、警察本部の総括管理者が必要と認めるとき。

第12 診断書による健康診断

次のいずれかに該当する職員は、訓令第15条の2に定める診断書による健康診断の承認があったものとする。

- (1) 現に治療中であり、かつ、受けようとする健康診断の検査項目（以下「検査項目」と

いう。)について、主治医からの診断書を提出することができる職員

(2) 過去の健康診断において要精密と判定された検査項目について、当該検査項目の精密検査と同等以上の内容の検査を受け、医師の診断書を提出することができる職員

(3) 検査項目と同等以上の内容の検査を受け、医師の診断書を提出することができる職員

第13 健康診断結果の記録及び保管

- 1 厚生課長は、職員の健康診断結果を記録し、整理し、及び保管しなければならない。
- 2 所属長は、所属職員の健康診断結果の写しを保管するものとする。

第14 傷病休暇者報告

- 1 所属長は、所属職員が傷病のため引き続き6日以上 of 休業を要すると認めたときは、速やかに厚生課長に報告するものとする。
- 2 所属長は、前記1の報告をした職員の傷病が治癒し、当該職員が出勤したときは、厚生課長に報告するものとする。

第15 健康相談

- 1 職員の健康の保持増進に資するため、警察本部に健康相談室を設置する。
- 2 健康相談室には、警察本部長が医師の中から委嘱した専門相談員及び厚生課長が職員の中から指名した相談員を置く。
- 3 健康相談は、一般健康相談及びこころの健康相談とし、面接、電話及び電子メールにより受理する。
- 4 健康相談の実施に関して必要な事項は、厚生課長が定める。

第16 事故報告

訓令第18条に定める事故報告は、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ定める事項について、速やかに当該事故を主管する警察本部の所属長を経由して行うものとする。

(1) 職員の公務中の死亡及び災害被害

職員の氏名、事故の状況、応急措置事項その他参考となる事項

(2) 警察庁舎及び職員が居住又は管理する住宅の火災

職員又は関係者の氏名、火災の状況、応急措置事項その他参考となる事項

(3) 前記(1)及び(2)に掲げる事項のほか、安全又は衛生に関する不測の事態

職員又は関係者の氏名、不測の事態の状況、応急措置事項その他参考となる事項

第17 健康教育等実施報告

所属長は、職員の健康の保持増進を図るための健康教育、体育活動その他必要な措置を講じたときは、その都度、厚生課長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

産業医委嘱内申書

医療機関名	
職・氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
医師免許取得年月日	年 月 日
専門科目	
認定産業医資格取得	有(年 月 日)・無
委嘱の理由	

上記のとおり産業医を委嘱したいので内申します。

年 月 日

大分県警察本部長 殿

総括安全衛生管理者

産 業 医 委 嘱 状

医 療 機 関 名	
職 ・ 氏 名	
住 所	
<p>あなたを労働安全衛生法第13条に定める 産業医に委嘱します</p> <p>の産業医とします</p>	
<p>年 月 日</p> <p>大分県警察本部長</p> <p>印</p>	

作業主任者選任通知書

職 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所有する資格等	
選任する作業区分	
労働安全衛生法第14条に定める作業主任者に選任します。	
年 月 日	
総括安全衛生管理者	

第4号様式

安全衛生委員会委員名簿

総括安全衛生管理者	
総括安全衛生管理者の代理者	
安全管理者	
衛生管理者	
安全衛生推進者	
産業医	
その他特に指名した委員	

上記のとおり安全衛生委員会の委員を指名したので報告します。

年 月 日

警察本部総括安全衛生管理者

警 務 部 長 殿

総括安全衛生管理者

健康審査委員委嘱状

殿

大分県警察職員健康審査委員
に委嘱します

年 月 日

大分県警察本部長

印